

岡山県子ども虐待防止専門本部委員会報告書

概要版

— 児童虐待防止に向けて —

平成19年6月4日

報告書の利用や報道に当たっては、親子のプライバシーに配慮した取扱いがなされるようにお願いします。

1 はじめに

岡山県倉敷市において、平成19年1月3日に4歳の男児が死亡した事例に関して、岡山県子ども虐待防止専門本部に設置された委員会において、児童相談所の対応等について検証を行った。検証に当たっては、関わりのあった機関や関係者の個別の判断について、責任を追及するという視点ではなく、再発防止に向けて、学び取れるものを真摯に学び取るという姿勢で臨み、本事例の検証を踏まえて、当面取り組むべき課題と改善策等を提言として取りまとめた。

2 評価

児童相談所に対して行われた通告や関係機関との連携等について評価を行った。

- ① 中央児童相談所や倉敷児童相談所では、通告の都度、当日又は翌日に家庭訪問を行うとともに、保護者支援プログラムの実施などを行って、男児の安全確保や親子の再統合に向けて懸命に努力していた。
- ② 倉敷児童相談所等は、初期の段階で、母親対人関係上の問題が存在していることを考慮して、基本的対応方針を打ち出すことが重要であったと考えられる。
- ③ 平成16年2月の通告の際に、倉敷児童相談所が、職権で一時保護していた男児を家庭に引き取らせたことについては、適切な対応であったとはいえない。一般に、心理的虐待やネグレクトは身体的虐待に比べ証明が困難な点があり、今回の事例でも、家庭裁判所は男児についての申立てを受けることに極めて慎重であったが、倉敷児童相談所は、弁護士等への相談を行うなど工夫して、施設入所措置の可能性について、さらに検討すべきであったと考えられる。
- ④ 平成18年12月の通告の際には、倉敷児童相談所では、母親が落ち着いていたことなどから直ちに一時保護を行わなければならないような緊迫した状況ではないという判断がなされているが、男児の首を絞めた旨を母親が話したことは、それまでになかったことなどから、家庭訪問を行った時点で、職権による本児の一時保護に向けた準備を具体的に進めるとともに、関係機関と支援策について検討すべきであったと考えられる。
- ⑤ 本事例では、精神的に不安定で、感情の起伏が激しい母親への対応に、医療機関も含め、どの機関も苦慮しているが、倉敷児童相談所が、母親の対人関係上の問題について専門家に相談しつつ、倉敷市保健所と連携して、精神科医療への継続的な受診につながる機会を逃さないという姿勢で臨んでいれば、より適切な対応ができたのではないかと考えられる。

3 考えられる改善策

(1) 当面取り組むべき課題と改善策

① 被虐待児支援及び保護者支援の充実

- 児童相談所は子どもの安全と福祉を最優先する機関であるとの強い自覚を職員一人ひとりが持ち、通告後速やかに（原則48時間以内に）目視による安全確認の徹底が必要である。
- 職権による親子分離を行うべきかどうかの客観的で明確な判断基準を確立し、かつ、これに基づいて、児童相談所が早期に的確な判断ができるよう、専門家の意見を取り入れられる体制を早期に確立する必要がある。
- きょうだい事例は虐待のリスクが高い家庭であると認識し、きょうだい一人ひとりについて個別に進行管理を行うよう徹底するとともに、具体的に虐待の兆候が見られた場合には速やかに、一時保護を含め積極的な対応を行う必要がある。
- 保護者本人の理解が得やすく実効性の高い保護者支援プログラムを研究する必要がある。

② 児童相談所の相談支援体制の強化

- 複雑な様相を呈する虐待や、予想外の状況を的確に分析し、親子分離等の判断ができる、高度な専門的知識、技術を備えた児童相談所職員を養成する必要がある。
- 初期の段階から事例検討等に弁護士や精神科医などの専門家の指導、助言を得るため、児童相談所スーパーバイズ機能強化事業における専門サポートチームの一層の活用を図る必要がある。
- 児童相談所と精神科医療との強力な連携体制を確保することについて検討する必要がある。
- 児童相談所は、心理的虐待やネグレクトについても、弁護士の助言や指導を受けて、家庭裁判所の理解が得られるような形で、施設入所措置の承認のための申立てを行う必要がある。

③ 県及び市町村の虐待防止体制の強化

- 児童相談所を始め、市町村、警察、保健所などの関係機関が、それぞれの役割を明確にし、確実に責任を果たす必要がある。
- 早期に県内の全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されるよう関係団体に働きかけ、実務者レベル会議の充実強化を図るとともに、県レベルの要保護児童対策地域協議会についても早急に設置する必要がある。
- 児童虐待が原因で死亡した事例、その他子どもに重大な被害があった事例等について検証を行い、この成果を関係者で共有する必要がある。

(2) 今後検討を行うべき課題

- 精神的な不調が子育てを困難にし、虐待を加速させていることから、保護者に対する継続的な医療の提供について検討を行う必要がある。
- 一時保護等について適切な判断が行われ、子どもの福祉の向上が図られるよう、一時保護所や入所施設の機能の充実について検討を行う必要がある。
- 平成19年5月、児童虐待の防止等に関する法律等が改正されたが、改正点に対応できるよう、児童相談所等の体制を整備する必要がある。

児童相談所における対応等

年 月	対 応 等
<平成14年度・15年度>	
H14. 4	母親からの相談に基づき、中央児童相談所で兄の育児支援を開始
H15. 1	兄についての相談あり、兄の一時保護を実施
4	転居に伴い、倉敷児童相談所に兄のケース移管
10	倉敷児童相談所へ兄に対する虐待についての通告
12	倉敷市保健所から母親が入院するため一時保護できないかとの相談がある。 本児に対する支援を開始
H16. 2	医療機関から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 10人] (救急でC病院を受診し、頭部打撲・裂傷が認められた) ネットワーク会議開催 立入調査のうえ、兄及び本児を児童福祉法第33条に基づく一時保護を実施(本児の一時保護13日間)
3	ネットワーク会議開催 本児の外泊許可。母親本児を家庭に引き取る。 倉敷児童相談所が、兄について家庭裁判所に児童福祉法第28条に基づく施設入所措置を得るための申立て(以下「法第28条審判申立て」という。)を行う。
<平成16年度>	
H16. 5	兄について、法第28条審判申立てが承認される。 兄を児童養護施設に入所措置する。
6	ネットワーク会議開催 倉敷児童相談所において保護者支援プログラム開始
7	警察から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 6人] (夜中に警察へ保護される)
8	母親がA病院入院(7日間)。本児はショートステイを利用(7日間)
H17. 1	ネットワーク会議開催
2	母親がA病院に入院(20日間)。母親が「一時保護願書」を提出する。
3	ネットワーク会議開催 倉敷児童相談所が、本児を児童養護施設に委託一時保護をする(20日間)。 母親から委託一時保護中の本児の引き取り要求がある。 母親が本児を引き取る。

年 月	対 応 等
<平成17年度>	
H17. 7	母を知る人から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 4人] (ちょっとしたことで本児に手が出ている)
9	倉敷市から倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 18人] (本児の目にアザ、額に黒い点を確認した。母親の体調も悪かった)
11	ネットワーク会議開催
H18. 3	兄の入所について、家庭裁判所に法第28条による児童福祉施設入所措置の期間の更新の承認に関する審判の申立て(以下「法28条更新手続」という。)を行う。
<平成18年度>	
H18. 4	本児が幼稚園に入園する。
5	兄の法28条更新手続が承認される。母親が抗告
7	母親からの抗告棄却。法28条更新手続の承認が確定する。 住民から虐待通告 [一時保護所入所児 14人] (叱られて1時間泣いている)
12	幼稚園より倉敷児童相談所へ虐待通告 [一時保護所入所児 10人] (幼稚園で母親が、本児の扱いに困り、首を絞めた旨を話す。首に擦り跡のようなものがあった。) 家庭訪問するが不在 家庭訪問し母親と面接する。本児は学習塾へ行っており不在であった。
H19. 1	本児死亡

※倉敷児童相談所の一時保護は、中央児童相談所の一時保護所(保護定員20人)を利用している。

※ネットワーク会議構成機関:

倉敷市倉敷社会福祉事務所、倉敷市子育て支援課、倉敷市保健所(保健課・市民健康課)、倉敷市教育委員会、幼稚園、A病院医師(子どもの主治医)